

令和4年度 第2回江戸川区景観審議会 意見の概要

令和4年11月14日(月)に第2回江戸川区景観審議会が開催され、以下の2点についての説明・意見交換が行われました。

- (意見交換) 1. 船堀四丁目付近のまちづくりについて
2. 景観計画の改定について

令和4年度 第2回江戸川区景観審議会 意見の概要

意見交換1	船堀四丁目付近のまちづくりについて
<p>【船堀四丁目付近のまちづくりについて】 江戸川区景観条例施行規則第二十五条一項の規定に基づき非公開とする。</p>	
意見交換2	景観計画の改定について
<p>【東京都都市マスタープラン変更に伴う改定】 モニュメントなど、アートの効果的な活用について、現状設置の予定はないが、江戸川区の実情に即した活用方法の検討が必要。</p> <p>【色彩基準の検討】 建物の外壁面積の1/20以下の範囲で使用できるアクセント色について、使用可能な地域や使用可能な色が増えることは、建物を造る人にも周辺に住む人にも良いこと。</p> <p>○届出対象規模でない小規模な建物についても景観計画の対象なのだということをもっと区民に浸透させる必要がある。</p> <p>○今回の景観計画の改定など、景観まちづくりのために区が行っている施策を広報の見開き等で解りやすく掲載し、区民にも広く知ってもらうよう情報発信してはどうか。</p> <p>上記の意見をふまえて、引き続き検討を進めていく。</p>	